

◎新潟海区漁業調整委員会指示第3号

新潟海区の河川の河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、さけ及びますの採捕指示（昭和51年9月28日新海調指示第3号）の一部を次のとおり改正する。

平成24年6月29日

新潟海区漁業調整委員会 会長 宮島英雄

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域（ただし、新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第41条の規定に定める海域を除く。）においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間は、さけ及びますを採捕してはならない。</p> <p><u>ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認めた者については、適用しない。</u></p>	<p>次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域（ただし、新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第41条の規定に定める海域を除く。）においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間は、さけ及びますを採捕してはならない。</p>